



Kurita

SDS No. K-009(1)

作成 初版

2009年 1月 7日

改訂 (4)

2016年 3月 7日

製品名

67.5% 硝 酸

1. 製品及び会社情報

製品名	67.5%硝酸
会社名	株式会社 クリタ
住 所	東京都墨田区千歳1丁目3番5号
電話番号	03-3631-9101
FAX 番号	03-3633-3811
担当部門	茜浜事業所 品質管理部
緊急連絡先	茜浜事業所 製造部
電話番号	047-455-2301
推奨用途	工業用

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	酸化性液体：	区分3
健康有害性	吸入毒性（吸入：粉塵、ミスト）：	区分2
	皮膚腐食性／刺激性：	区分1A
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性：	区分1
	標的臓器／全身毒性（単回暴露）：	区分1（呼吸器系）
	標的臓器／全身毒性（反復暴露）：	区分1（歯、呼吸器系）
	吸引力呼吸器有害性：	区分1

*記載がないものは「分類対象外」、「区分対象外」、又は「分類できない」である。

ラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

- ・火災助長のおそれ：酸化性物質
- ・吸入すると生命に危険
- ・重篤な皮膚の薬傷
- ・重篤な眼の損傷

- ・臓器(呼吸器系)の障害
- ・長期または反復暴露による臓器(歯、呼吸器系)の障害
- ・飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ

注意書き

安全対策

- ・衣類及び他の可燃物から遠ざけること。
- ・熱、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。
- ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- ・可燃物と混合を回避するために予防策を取る。
- ・取扱い後はよく洗うこと。
- ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
- ・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・保護手袋および保護眼鏡/保護面を着用すること。
- ・呼吸用保護具を着用すること。

応急措置

- ・吸入した場合は、被災者を空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。
- ・皮膚(または髪)に付着した場合は、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
- ・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
- ・眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・飲み込んだ場合は、口をすすぐこと。直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。
- ・暴露又は暴露の懸念がある場合は、医師に連絡すること。
- ・気分が悪い時は、医師の診断/手当を受けること。

保 管

- ・可燃物から離して保管すること。
- ・施錠して保管すること。
- ・容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

廃 棄

- ・内容物/容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物業者に委託処理すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別	: 単一製品
化学名	: 硝酸 (Nitric Acid)
成分及び含有量	: 67.5%
化学特性(化学式等)	: HNO ₃ 分子量: 63.02
官報公示整理番号	: (化審法、安衛法)(I)-394
CAS 番号	: 7697-37-2
分類に寄与する不純物及び安定化化合物	: 情報なし

4. 応急措置

吸入した場合

- ・新鮮な空気、安静。半座位。必要な場合には人工呼吸。医療機関に連絡する。
- ・呼吸が停止しているか、あるいは弱い場合には衣類を緩め気道を確保した上で人工呼吸を行う。

皮膚に付着した場合

- ・汚染された衣服を脱がせる。多量の水かシャワーで皮膚を洗い流す。医療機関に連絡する。

目に入った場合

- ・直ちに瞼を開き流水にて15分以上眼瞼や眼球の隅々までよく洗い流す。コン

タクトレンズを着用していて容易に外せる場合は、外しその後もよく洗浄する。

・速やかに眼科医の診察を受ける。

飲み込んだ場合

・口をすすぐこと。無理に吐かせない。安静にする。医療機関に連絡する。

5. 火災時の措置

消火剤

- ・小火災；水のみを用いる。
- ・二酸化炭素、泡消火剤、粉末消火剤

使ってはならない消火剤

- ・棒状注水

特有の危険有害性

- ・情報なし

特定の消火方法

- ・本製品は不燃性であるが、火災にさらされた時は、容器が移動可能であれば速やかに安全な場所に移す。移動不可能であれば、容器を水で冷却し、液の流出を防止する。

消火を行う者の保護

- ・火に包まれると有害な窒素酸化物のガス（NO_x）が発生するので消火作業は必ず風上から行い、必要に応じて保護手袋、保護眼鏡、自給式呼吸器等の保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項 ／保護具及び緊急措置

- ・作業時には、保護眼鏡、保護手袋等の保護具を必ず着用する。
- ・風下の人を退避させる。漏出した場所周辺にロープを張り、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ・適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物にふれてはいけない。

環境に対する注意事項

- ・下水道、河川等に流出し、二次災害、環境汚染を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の 方法及び機材

- ・土砂などに吸着させて取り除くか、ソーダ灰又は、消石灰で中和し、多量の水で洗い流す。

二次災害の防止策

- ・情報なし

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

- ・適切な保護具や器具類は耐食性のものを用いる。
- ・局所排気装置を設置するなど、換気の良い場所で取扱う。

安全取扱注意事項

- ・適切な保護具を着用すること。
- ・皮膚や眼との接触を避けること。
- ・吸入、飲み込みを避けること。

衛生対策

- ・取扱い後はよく手を洗うこと

保管

適切な保管条件

- ・容器は直射日光を避け、換気良好な冷暗所で密栓し、漏洩、転倒、衝撃が起きないように保管する。
- ・施錠して保管すること。
- ・燃焼性物質及び可燃物から放して保管すること。

安全な容器包装材料

- ・ポリエチレン容器、ステンレス容器、ガラス容器

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策

- ・工程の密閉化又は局所排気その他の設備対策を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い、洗眼設備を設け、その位置を明確に表示する。 ・管理濃度、許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。
管理濃度	: 設定されていない
許容濃度	: 日本産業衛生学会 (2007年版) 2ppm、5.2mg/m ³ ACGIH (2007年版) 2ppm (TWA) 4ppm (STEL) DFG (2004年版) 2ppm、5.2mg/m ³ (MAK)
保護具	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器用の保護具 適切な呼吸器保護具を着用すること。 酸性ガス用防毒マスク等 ・手の保護具 耐酸性ゴム手袋 ・眼の保護具 ゴーグル型眼鏡、一眼眼鏡、防災面 ・皮膚及び身体の保護具 耐酸性ゴムカップ、耐酸性ゴムズボン、耐酸性ゴム長靴

9. 物理的及び化学的性質

形状	: 腐食性液体
色	: 無色又は淡黄色。
臭い	: 強い刺激臭
融点・凝固点	: -33°C (67.5%)
沸点、初留点及び沸騰範囲	: 121 °C (68%) 共沸点を持つ
引火点	: 不燃
自然発火温度	: データなし
燃焼又は爆発範囲	: データなし
密度 (kg/m ³ 25°C)	: 1.410(67.5%) 1.383 (62%)
蒸気圧	: データなし
溶解度	: 水に易溶

10. 安定性及び反応性

反応性	・情報なし
化学的安定性	・法規則に従った保管及び取扱いにおいては安定と考えられる。
危険有害反応可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・強力な酸化剤であり、可燃性や還元性の物質(テルペンチン、木炭、アルコールなど)と激しく反応し、窒素酸化物を生成する。 ・強酸であり、塩基と激しく反応し、金属に対して腐食性を示す。
避けるべき条件	・情報なし
危険有害な分解生成物	・日光で分解し、有害な窒素酸化物 (NO _x) を発生する。

11. 有害性情報

急性毒性	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒトで 430 mg/kg (経口) で致死の記載あるが他にデータがないため分類できない。 ・経皮: 記載がなく分類できない。 ・呼吸(ミスト): 硝酸は、蒸気・ガスとしては「存在しない」。ミスト LC50 のデータ 5 件はすべて 0.05~0.5 mg/l の範囲にあるため区分 2 とした。吸入すると生命に危険 (ミスト): 区分 2
皮膚腐食性/刺激性	・ヒトに対し腐食性の記載があり、国連分類では 8 容器等級では I に分類されていることにより区分 1A とした。
眼に対する重篤な 損傷性/刺激性	・ヒトの目に暴露すると激しい熱傷が起こり、角膜の混濁、視力障害から失明に至るとの記載があり、皮膚腐食性/刺激性が区分 1A であることより区

生殖細胞変異原性
発がん性／生殖毒性
特定標的臓器／全身
毒性（単回暴露）
特定標的臓器／全身
毒性（反復暴露）
吸引性呼吸器有害性

- 分1とした。
- ・エームス試験：陰性
 - ・データなし
 - ・ヒトが発生した蒸気を吸入して上気道の刺激、咳、呼吸困難、胸の痛み、暴露濃度、暴露時間によっては肺水腫を起こすとの記載により区分1にした。
 - ・ミスト又は発生した蒸気の職業暴露で慢性気管支炎、歯の侵食の記載により区分Iに分類した。
 - ・吸入により化学性大葉性肺炎を起こしたとの記載があるため区分1に分類した。

12. 環境影響情報

水生環境有害性
（長期間）

- ・閉鎖水域での水質の富栄養価をもたらす。

生態毒性

- ・LD50／96時間 100～10 g/m³ 水棲生物
- ・LD50／48時間 コイ>78ppm

オゾン層への有害性

- ・データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

- ・毒物及び劇物取締法の廃棄の方法に関する基準に従って行う。
- ・ソーダ灰と消石灰の大量の攪拌溶液中に徐々に加えて、中和された溶液及びスラリーは多量の水で希釈する。
- ・その後の処理は水質汚濁防止法等の関連諸法令に適合した処置を施して廃棄する。

汚染容器及び包装

- ・情報なし

14. 輸送上の注意

国際規制

Class	8
UN No.	2031
Proper Shipping Name	Nitric acid
Packing Group	II
Marine Pollutant	Not applicable
航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
海上規制情報	IMOの規定に従う。

国内規制

陸上規制	毒物及び劇物取締法、道路法の規定に従う。
海上規制情報	船舶安全法、港則法の規定に従う。
国連番号	2031
品名	硝酸
国連分類	8
容器等級	II
航空規制情報	航空法の規定に従う。
特別の安全対策	運搬に際しては、容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行うこと。 車両には「毒」（5,000kg以上）の表示をする。 容器には「医薬用外劇物」の表示をする。

イエローカードの保持が必要。

緊急時応急措置

指針番号

157

15. 適用法令

化学物質管理促進法	該当しない
労働基準法	疾病化学物質 (法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
労働安全衛生法	特定化学物質第3類物質 (特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号) 名称等を通知すべき有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) 腐食性液体 (労働安全衛生規則第326条)
毒物及び劇物取締法	劇物 (指定令第2条) (10%以下は非該当)
水質汚濁防止法	有害物質 (法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)
海洋汚染防止法	有害液体物質 (Y類物質) (施行令別表第1)
船舶安全法	毒物類/毒物 (危規則 第2,3条危険物告示別表第1)
航空法	毒物類/毒物 (施行規則第194条告示別表第1)
港則法	危険物/毒物類 (法第21条2、則第12条、昭和54年告示547別表二)
道路法	車両の通行の制限 (施行令第19条の13、(独) 日本高速道路保有・債務返済機構公示第7号・別表第2)
水道法	有害物質 (法第4条第2項)、水質基準 (平15省令101)
外国為替及び外国 貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項 (2)

16. その他の情報

- 引用文献 (1) 15308 の化学商品 2008 化学工業日報社
 (2) 危険物データブック
 (3) GHS 分類結果データベース (製品評価技術基盤機構)

「記載内容の取扱い」

記載内容のうち、含有量、物理化学的性質などの数値は保証値ではありません。危険・有害性の評価は、現時点で入手できる資料・情報・データ等に基づいて作成しておりますが、すべての資料を網羅したわけではありませんので、お取扱いには十分注意してください。